被告が原告に対して昭和五五年一一月二一日付をもつてした「労働者災害補償 保険法に基づく障害補償給付は、これを支給しない。」旨の処分は、これを取り消

訴訟費用は被告の負担とする。

## 事 実

第一 当事者の求めた裁判 請求の趣旨 主文と同旨 請求の趣旨に対する答弁 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 2

第二 当事者の主張

請求原因

原告は、昭和三七年一〇月ころから同三八年三月ころまで高知県幡多郡く以下 略>所在の大本組伊与喜作業所にその作業員として雇われて国鉄中村線の新設工事 に従事したのを皮切りに、同五〇年四月一六日に岐阜県益田郡〈以下略〉所在の飛 島建設株式会社馬瀬事務所を退職するまでの間、別紙就労歴一覧表記載の期間、同 表記載の各事業所にその作業員として雇われて、鉄道・道路の新設工事等の作業に従事してきた。そして、原告は、右就労期間(一二年余)中、主として掘削作業に従事し、一日について八時間から一〇時間もの長時間にわたつて、発破の爆発音や 削岩機・チエンソー等の機械から発せられる強烈な騒音に曝れてきた。 右のように、前後一二年余もの長きにわたり強烈な騒音に曝されてきた結果、 原告は、聴力障害と耳鳴を自覚するようになつた。そこで、昭和五五年一〇月一三 日、高知県中村市<以下略>所在の岡崎耳鼻科で聴力検査を受けたところ、「両耳 鼓膜混濁により両耳の聴力が障害されており、平均純音聴力損失値は、右耳が五六 d B、左耳が六一dBであつて、両感音性難聴と認められる。」旨の診断を受け

原告は、「右の診断によつて、自己の聴力が右1に記載したような従前業務に 起因して障害されるに至つたことを初めて確知した。」と称して、昭和五五年一〇 月一三日、被告に対して、右の障害について労働者災害補償保険法(以下、単に 「法」という。)一二条の八・一五条に基づく障害補償給付の支給方を請求した (以下、この請求を「本件請求」ともいう。)。ところが、被告は、原告に対し、 同年一一月二一日をもつて、右請求にかかる障害補償給付請求権が法四二条の定め る時効期間の経過によつてすでに消滅したという理由で、その支給をしない旨の処 分(以下、「本件不支給処分」という。)をした。 4 しかしながら、本件不支給処分が法四二条の解釈・適用を誤つた違法な処分で

あることは明らかであるから、原告は、その取消しを求める。

請求原因に対する認否

請求原因1ないし3の各事実は、同2記載にかかる原告の聴力障害が同1記載 の業務に起因するものであるという点も含めて、すべてこれを認める。

同4の主張は、これを争う。 2

抗弁

本件請求にかかる障害補償給付請求権は、昭和五五年四月一六日の経過とともに その消滅時効の完成によって、消滅した。そこで、被告は、右の消滅時効を援用し て本件不支給処分をしたのであつて、該処分が適法なものであることは疑いを容れ

る余地がない。以下、この点について敷行して説明する。 法四二条は、障害補償給付を受ける権利が、「五年を経過したときは、時効によって消滅する。」旨規定する。ところで、右時効期間の起算日については、法に特段の定めがないのであるから、一般法である民法一六六条に従い、権利の行使が可能となった時からその問題が進行する。 能となつた時からその期間が進行するものと解すべきである。しかして、障害補償 給付は、「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が 存する場合」に当該労働者の請求によりこれを支給すべきものであつて、このこと は、法一二条の八・労働基準法七七条の明定するところである。したがつて、右支 給事由の生じたとき、すなわち、業務に起因する負傷又は疾病が「なおつたとき」

に当該労働者による障害補償給付請求権の行使は可能となるものというべきところ、右にいわゆる「なおつたとき」というのは、「当該負傷又は疾病による症状が固定し、以後医療効果が期待しえなくなつた状態に立ちいたつたとき」を指すものと解すべきであつて、このことは、昭和二三年一月一三日付基災発第三号労働省労働基準局長回答によつてつとに明らかにされているところであるばかりでなく、障害補償給付の支給に関する現実的事務処理もまた右回答に従って運用されている。

ところで、現在の一般的・標準的な医学上の知見によれば、本件請求にかかるいわゆる騒音性難聴は、強烈な騒音を発する場所における作業を継続する限り、その安定・固定というようなことはとうてい期待できないがのの、右作業に従事しなくなれば、その日以降、その症状の増悪は停止し、症状が安定・固定するに至る、というのである。そして、現段階では、これに対する治療方法がいまだ発見されていないのである。このような騒音性難聴の症状固定時期は、当該労働者における作業から離れた時期であると認めるのが相当であり、したがつて、当該労働者は、右時期の到来とともにこれに関する障害補償給り、したがつて、当該労働者は、右時期の到来とともにこれに関する障害補償給の日本を行使することが可能となるに至るものと解すべきである(昭和二六年月二四日代集にの日本

これを本件についてみると、原告は、昭和五〇年四月一六日をもつて最終的に強烈な騒音を発する場所における作業から離れたことが明らかであるから、本件請求にかかる障害補償給付請求権については、その翌日である同月一七日から法四二条所定の消滅時効の期間が進行するものと解すべきである。そうとすると、本件請求にかかる障害補償給付請求権は、本件請求の日(昭和五五年一〇月一三日)よりも以前である同五五年四月一六日の経過とともにすでに時効によつて消滅するに至つていたものというのほかはない。

四 抗弁に対する認否

抗弁欄記載の事実中、法文の規定に関する諸点及び原告が強烈な騒音を発する場所における作業から離れた日が昭和五〇年四月一六日であるという点は、これを認めるが、その余の事実は知らない。なお、その法的主張は、これをすべて争う。

るが、その余の事実は知らない。なお、その法的主張は、これをすべて争う。 本件請求の日である昭和五五年一〇月一三日以前に、右請求にかかる障害補償給付請求権が時効によつて消滅した旨の被告の主張が誤りであることは、以下に述べるところに徴してきわめて明らかである。

るところに徴してきわめて明らかである。 1 法四二条所定の時効期間は、民法七二四条を類推適用して、被災者である労働者において自己の障害が業務に起因するものであることを知った日の翌日からそ原因進行を開始するものと解するのが正当である。なぜならば、障害の中にはその原因が必ずしも一義的に明らかではところがあって、当該障害がはたして業務らるのがあって、当該障害がはたいとでののとがはないである。本件請求によずるものである。本件請求にとの鑑別が困難な障害の典型的な事業である。ともまたとうでいるである。本件請求にといるである。本件請求には知り得ないような場合も決して少ないとにがあるに起因があることをただちには知り得ないような場合も決して少なたはないとに起いを致すと、障害補償給付請求権等の消滅時効期間を定めた法とにあたっては、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間に関するのが相当である。

しかして、原告において自己の聴力障害が請求原因 1 に記載したような業務に起因することを確知したのは昭和五五年一〇月一三日であつて、それは、原告が同日前記岡崎耳鼻科において前記のような診断を受けたことによるものである。したがつて、本件請求にかかる障害補償給付請求権の消滅時効期間は原告が右のような診断を受けた日の翌日である同月一四日からその進行を開始するものというべく、本件請求の日(同月一三日)にはすでに右請求権が時効により消滅していた旨の被告の主張・判断が失当であることは、きわめて明らかである。

の主張・判断が失当であることは、きわめて明らかである。 2 仮に、法四二条所定の時効期間は、民法一六六条に従い、法所定の当該補償給付請求権の行使が客観的に可能となつたときからその進行を開始するという見解に立つとしても、「原告は、原告自身が強烈な騒音を発する場所における作業から離れた日(昭和五〇年四月一六日)に本件請求にかかる障害補償給付請求権を行使することが可能となつた。」旨の被告の判断は明らかに不当である。けだし、①のいわゆる騒音性難聴は強烈な騒音を発する場所における作業から離脱した後もなお数か月はその症状の安定・固定をみるに至らないとするのが医学上の水準的・平均的

第三 証拠(省略)

## 理 由

一 請求原因1ないし3の各事実は、すべて当事者間に争いのないところである。 二 そこで、以下においては、本件請求にかかる障害補償請求権がその請求の日 (昭和五五年一〇月一三日)よりも以前にすでに法四二条所定の消滅時効期間の経 過によつて消滅に帰していた旨の被告の判断の適否について検討する(ちなみに、 被告が右のような判断に依拠して本件不支給処分をしたことは、第一項記載のよう に当事者間に争いがない。)。

1 まず、法四二条は、「障害補償給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。」旨規定しているのであるが、右にいう時効期間は、はたしていつその進行を開始するものと解するのが正当であろうか。この点についての当裁判所の見解は次に説示するとおりである。
(一) およそ、特定の権利に関して、その消滅時効期間の進行開始があるというこ

(二)のみならず、障害補償給付請求権の消滅時効期間の進行開始の要件としては、その行使が右(一)に説示したように客観的に可能となつたというだけでは、その行使が右(一)に説示したが急慢性を変してからもなお障害の残つた労働者であることを知ることを要するのであるであることを明まるのであることを明まるのである。ちなみに、当裁判所の上記見解の主なる根拠等のといる場所である。ちなわち、障害補償給付の対象となるべき障害の中とといるとおりである。すなわち、障害補償給付の対象となるべき障害の上にその業務起因性を確認することができるという類いのもの(障害)であるくはないのである。そして、このような類いの障害については、被災者である労働者が当のである。そして、このような類いの障害については、被災者である対働者が当るである。そして、このような類いの障害については、被災者である対働者においてこれに関する補償給付の

請求をするがごときことは、現実的には全く不可能であるというのほかはない。このことは、不法行為の被害者において、加害者及び損害(加害行為の違法性及での清害行為と当該損害との間の相当因果関係の存在の点をも含む。)を認識する能力である。その不法行為による損害賠償の請求権を行使することが現実ど社会保障的と同じて労働者の生活保障を目的として、なるほど社会の権利である。それである。それでは、また、では、なる性がでは、なるには、なる性がである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。

2 以上に説示したところを前提として、本件請求にかかる障害補償給付請求権がはたしてすでに時効によつて消滅したものと認められるか否かについて検討してみると、結局、本件においては、原告の聴力障害の症状が固定し、かつ、原告が該障害の業務起因性を知つた日から法四二条所定の五年が経過してからようやく原告によつて本件請求がなされたものであるなどとはとうてい認められないのであつて、この点についての詳細は以下において認定・説示するとおりである。

(一)まず、原告の聴力障害の症状が固定した時期の点について考察してみよう。いずれもその成立に争いのない甲第二号証・乙第七号証及び同第一一号証とない。)の各記載に弁論の全趣においるすると、(1)被告を含む関係行政機関は、これまで、本件におけるがごとをいわゆる騒音性難聴について、当該被災労働者が強烈な騒音を発する場所での作業をいわゆる騒音性難聴について、「騒音作業離脱の日」という。)以後はその症状の増悪がなく、しかもこれに対する有効な治療方法もないという基本的の症状の増悪がなく、しかもこれに対する有効な治療方法もないという基本の傷に立脚し、右見解に依拠して、騒音作業離脱の日をもつて当該被災労働者の傷病であるいわゆる騒音性難聴に対する情報であるいわゆる騒音性難聴に対する情報である。という運用をしてきたことを表するに対する情報に対する情報である。

(2) 被告は、原告が被つた騒音性難聴に対する障害補償給付の許否決定にあたつても、右運用に従い、原告の騒音作業離脱の日である昭和五〇年四月一六日をもつてその聴力障害の症状固定時期とする旨の判断をしたこと、以上の諸点が優に認められ、この認定に反するような証拠はない。

他方、いずれもその成立に争いのない乙第一号証の二・同第八号証・同第一四号証・同第一五号証をはじめ、原告本人尋問(但し、第二回)の結果によつていずれもその成立が真正であると認められる甲第五号証・同第六号証の各記載を総合すれば、次の(1)及び(2)の各事実が認められる。すなわち、

そして、右(1)及び(2)の各事実に徴すると、原告の聴力障害の症状が、原告の騒音作業離脱の日である昭和五〇年四月一六日に固定した旨の被告の判断は合理的な根拠を欠くものというのほかはない。その他、本件において、原告の聴力障害に関する障害補償給付の請求が客観的に可能となつた日から五年を経過した後に初めて本件請求が行われたというような事実ないしは事情を窺うに足りるような資

料は毫もこれを発見することができない。

(二) ついで、原告において、自己の聴力障害の業務起因性を知つた時期、すなわち、該聴力障害が騒音暴露に起因するいわゆる騒音性難聴であることを知つた時期の点についても検討を加えてみよう。

いずれもその成立に争いのない甲第一号証及び同第二号証(甲第二号証は、その原本の存在についても争いがない。)の各記載によれば、いわゆる騒音性難聴はるの原因等に関する鑑別診断のきわめて困難な障害に属することが明らかであつて、それ故にこそ、その鑑別診断の方法・業務起因性の認定要件等について昭和二八年一二月一一日付基発第七四八号による労働省労働基準局長通知が発せられており、右通知によつて、右鑑別は医学的・専門的検策に基づいてこれを行うべきとしい、右通知によって、右鑑別は医学的・専門的検策に基づいてこれを行うべきとしては、右通知に表現である。そうだとするとしては、被災者である労働者としては、その聴力障害の原因等に関する医学的・専門的経別に起因することを確知することができない筋合というべきであるう。

たというような事実が認められないこともまたきわめて明らかである。 3 以上に認定・説示したとおりであるから、以上の説示と異なる被告の判断、すなわち、本件請求がされた昭和五五年一〇月一三日までに本件請求にかかる原告の障害補償給付請求権が法四二条所定の五年の消滅時効期間の経過によつてすでに時効消滅していた旨の判断はもとより失当であつて、当裁判所のとうてい左袒できないところというべく、したがつて、このような判断に依拠してなされた本件不支給処分は、法四二条の解釈・適用を誤つた違法な処分であるというのほかはなく、とうてい取消しを免れ得ない。

三 よつて、原告の本訴請求は、その理由があるのでこれを正当として認容することとし、なお、訴訟費用の負担について行訴法七条・民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 服部正明 高橋勝男 綿引万里子)